

▶ 採択文書

2022 年国際労働総会（第 110 回総会）

2022 年 6 月 10 日

ディーセント・ワークと社会的連帯経済に関する決議

（2022 年 6 月 10 日）

2022 年の第 110 回国際労働総会では、ディーセント・ワークと社会的連帯経済に関する報告書 VI に基づき、ディーセント・ワークと社会的連帯経済を議題とし、一般討議に付すことを決定した。

1. この総会において、以下の結論が採択された。
2. 国際労働事務局の理事会が本結論を十分に考慮し、本結論を実現させるために国際労働事務局を指導することを求める。
3. また、事務局長に対し以下のことを要請する。
 - (a) 第 346 回（2022 年 11 月）理事会において検討し、本結論を実現するために、ディーセント・ワークと社会的連帯経済に関する戦略および行動計画を策定すること。
 - (b) 関連する国際機関及び地域機関に本結論を伝達すること。
 - (c) 今後のプログラムや予算案の作成および通常予算外の財源を動員する際に本結論を考慮すること。

ディーセント・ワークと社会的連帯経済に関する結論

I. 序章

1. 「すべての人間は、人種、信条又は性にかかわらず、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ」、さらに、「このことを可能ならしめる状態の実現は、国家の及び国際の政策の中心目的でなければならない」ことを確認する国際労働機関憲章（ILO 憲章）のフィラデルフィア宣言に導かれ、
2. 社会正義とディーセント・ワークに関する ILO の任務を確認すること、そして、仕事の世界の経済的、社会的、環境的側面のバランスを取り、人間、地球、繁栄、平和、協同、連帯のためのより良い未来に貢献し、包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々のディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を促進し、不平等を是正することを目的とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の目的を確認すること。
3. 2022 年に改訂された 2008 年の「公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言」、2019 年の「仕事の未来に向けた ILO 創設 100 周年記念宣言」、そして、2021 年の「新型コロナウイルス感染症による危機からの人間を中心に据えた包摂的かつ持続可能で強靱な回復に向けた行動に対するグローバルな呼びかけ」が社会的連帯経済（SSE）をすべての人々の持続可能な発展、社会正義、ディーセント・ワーク、生産的な雇用、生活水準向上に対する明確な手段として見なしていることを考慮すること。
4. ILO は創設当初から、その任務遂行に SSE が関連することを予見しており、国連システムの中において、基準や枠組みに関連する活動を含む SSE の推進を率先して行ってきた。SSE は新しい概念ではないが、今世紀に入ってから、その政策的重要性と知名度が著しく高まっている。「協同組合の促進に関する勧告（2002 年、第 193 号）」、「非公式な経済から公式な経済への移行勧告（2015 年、第 204 号）」、「平和及び強靱性のための雇用及び適切な仕事勧告（2017 年、第 205 号）」は、貧困削減、包摂的な社会の実現、インフォーマル経済からフォーマル経済への移行、復興を実現し、強じん性を構築する上で SSE が貢献することを認めている。

II. SSE の定義

5. SSE は、集団的かつ／または一般的な利益に資するために経済的、社会的、環境的な活動に携わる企業、団体、その他の主体を包含する。それらは、自発的な協同と相互扶助、民主的かつ／または参加型のガバナンス、自治と自立、そして資産に加えて剰余金かつ／または利益の分配と使用において資本に対し人間と社会的目的を優先させる原則に基づいている。SSE は、長期的な活動継続と持続可能性、そしてインフォーマル経済からフォーマル経済への移行を目指し、経済のあらゆるセクターで活動している。SSE はその機能にとって本質的で、かつ人と地球への配慮、平等と公平、相互依存、セルフ・ガバナンス、透明性と説明責任、そしてディーセント・ワークと生計の達成にかなう一連の価値を実践している。各国の状況に応じて SSE には、協同組合、アソシエーション、共済組織、財団、社会的企業、自助グループに加え、SSE の価値と原則に従って活動するその他の主体などが含まれる。

III. 課題と機会に対応するための指導原則

6. ディーセント・ワークや人間を中心に据えた仕事の未来のために SSE を推進する機会を追求する上で、各国の状況を考慮しつつ、加盟国には以下の履行が求められる。
 - (a) ディーセント・ワーク、包括的で持続可能な経済、社会正義、持続可能な開発、万人のための生活水準の向上に対する SSE の貢献を考慮すること。
 - (b) 人間や地球にとって有益なものとしてディーセント・ワークが希求される時代において、仕事への意味づけに寄与できる主体の一つとして、SSE（主体）が果たし得る役割を認識すること。
 - (c) あらゆる種類の SSE に含まれる、労働における基本的原則と権利、その他の人権、および関連する国際労働基準を尊重し、促進し、実現すること。
 - (d) 地域における SSE の定着、さらに定着がディーセント・ワークの機会を提供し、農村部も含め、とりわけ女性に当てはまる、社会において不利益な立場に置かれた集団や人々のニーズを満たす上で、ゆるぎない革新的な解決策の提供に寄与することを評価すること。
 - (e) SSE を推進する際に、ケア労働や無償労働の価値を認識し、脆弱な立場に置かれた人々に関連するアプローチも含んだ、包括的・統合的でジェンダーに配慮したアプローチを取ること。
 - (f) 非正規性(informality)の根本的な原因に取り組み、インフォーマル経済からフォーマル経済への移行を手助けし、また、ディーセント・ワークと、普遍的で適切かつ総合的、そして持続可能な社会的保護システムを達成するための手段や戦略の立案・実行及びモニタリングにおいて、SSE の労働者や SSE の経済主体に特別な注意を払う必要性を考慮すること。
 - (g) 「2007 年の持続可能な企業の振興に関する結論 (Conclusions concerning the promotion of sustainable enterprises)」で概説されているように、ディーセント・ワークに向けた持続可能な企業の貢献を考慮すること。
 - (h) 包括的で持続可能な経済成長、雇用、万人のためのディーセント・ワークの達成を強化するために、SSE 主体と他の事業者との間の相互補完性を認識し、促進すること。
 - (i) 公正なデジタル移行に対して SSE の貢献を認識し、支援すること。
 - (j) 人間の尊厳を守り、コミュニティを構築し、多様性や連帯を育む際に SSE の役割を考慮し、先住民族や各部族にまで及ぶ伝統的な知恵や文化を尊ぶこと。
 - (k) 労働者所有への移行を通じた企業再編を実施している場合には特に顕著だが、中小企業を含め、危機に耐え雇用を維持する SSE のポテンシャルを評価すること。
7. 一方で、加盟国による配慮が求められる課題が複数残されている。それらは以下の通りである。
 - (a) SSE の主体は、多くの零細・中小企業 (MSMEs) と共通した困難に加え、固有の課題に直面している。それは、適切な参画の欠如、非正規性(informality)に拍車をかける政策、貧困、債務、法的な不確実性、脆弱な法の支配、不十分な金融へのアクセス、不公正な競争と通商慣行、(SSE に) 有益な環境醸成を妨げる欠陥などである。

- (b) 適切な場合は多様で特別な金融手段や金融商品を提供することを通じて、SSE 主体の金融サービスへのアクセス改善を促進する。
- (c) 万人にとって環境的に持続可能な経済と社会に向けての公正な移行に対する SSE 主体と持続可能な企業の貢献を促進し、特に気候変動問題を考慮に入れた持続可能な消費と生産のパターンを普及させる。
- (d) 1998 年の中小企業における雇用創出勧告 (第 189 号) に沿って、技術やインフラだけでなく能力開発、生涯学習への投資を行い、SSE 主体の水平的、垂直的、横断的編成を実現し、他の事業体との相互補完性や可能な相乗効果を図る中で生産性を高めようとする SSE の役割を認識し支援する。
- (e) SSE の主体と労働者に直接影響を与える手段を形成するために、最も代表的な使用者と労働者の組織を通じて、また適切な場合には SSE 主体の関連する代表組織との社会的対話を可能にするために、SSE の主体と労働者が結社の自由と団体交渉の権利の十分な承認を得ることを保証する。
- (f) 特に女性、若者、そして、失業者、障害者、移民労働者、先住民族などの社会的に不利な立場にあるグループに関して、社会的包摂を構築するための SSE の潜在能力を支援する必要がある。
- (g) 偽装された SSE 主体に対処することは重要である。偽りの SSE は労働法や他の法規制をすり抜け、労働者の権利を侵害する恐れがあり、また、第 193 号勧告にあるように、特に零細・中小企業 (MSMEs) の間において、法令遵守する企業や責任あるビジネスが競争において不利な立場に陥りやすい点に対処することも大切である。

IV. 政府と社会的パートナーの役割

- 8. 加盟国は、あらゆる種類の SSE 主体に含まれる、労働における基本的原則と権利、その他の人権、および関連する国際労働基準を尊重し、促進し、実現する義務を有する。
- 9. 加盟国は、国際労働事務局の支援を得て、以下のことを実行するべきである。
 - (a) 国際労働基準に沿った形で、ディーセント・ワークを促進し SSE 主体の可能性を最大限に活用し、かつ、持続可能な開発と持続可能な企業に貢献するために SSE の性質と多様性に合致した、SSE に資する環境を確立する。
 - (b) ILO 第 193 号勧告の指針に沿いながら、国内の法および慣行に従って、SSE 主体を他の形態の企業よりも不利にならない条件で扱うことで、公平な競争の基盤を確立する。
 - (c) 労働における基本的原則と権利、その他の人権、および関連する国際労働基準 (付属文書に記載されたものを含むがこれに限らない) に沿って、堅固で包摂的、持続可能かつ強靱な経済回復を支えるために、SSE を含む良質な仕事を万人のために生み出すよう促す政策を実施する。

- (d) 公正なデジタルと環境の移行を促進し、不平等を縮小することを目的として、雇用を促進するマクロ経済政策や税制面、産業面、社会面、環境面その他の政策を支援する国家の開発、復興、雇用戦略に SSE を統合する。
- (e) インフォーマル経済からフォーマル経済への移行における SSE の役割を認識し、SSE を含むすべての労働者と主体(entities)がフォーマル経済へ移行することを支援する。
- (f) 公正、公平かつ持続可能な貿易、及び SSE 主体間の他の形態における協同の発展を含め、国内またグローバルなサプライチェーンにおけるディーセント・ワークに対する SSE の貢献を促進する。
- (g) 地方や地域を含むあらゆるレベルの行政と SSE 主体との間の相互関係とパートナーシップを強化する。
- (h) 第 193 号勧告に沿って、特に不利な立場にあるグループ及び脆弱な立場に置かれた人のために、情報、金融、市場、技術、インフラ及び規則にのっとり社会的に責任のある公共調達へのアクセスを可能にする支援策を導入する。
- (i) 先住民族及び各部族の伝統や文化を維持・促進しながら、適切な場合には、SSE がソーシャル・イノベーションや生産性、技能開発、起業家精神（アントレプレナーシップ）や協働を育むことを促進するための措置を講じる。
- (j) SSE 主体や持続可能な企業の発展とフォーマル経済への移行のために、腐敗防止やグッド・ガバナンスを促進し、登録手続きを容易にし、また、行政手続きを簡素化するための措置を講じる。
- (k) 国家機構内および国家機構間において、SSE に関する政策における省庁間の協働や調整を行うメカニズムを確立する。
- (l) 労働監督を強化し、労働監督官と社会的パートナーや SSE の代表者との間での協働を促進させることで、偽りの SSE 主体や違法行為、そして権利侵害を防止、抑止し、制裁を与える。それによって労働者を保護し、SSE 主体の自治と自立を保全する。
- (m) SSE をすべてのレベルにおける国の教育制度に組み込み、SSE に属する労働者や主体に対して金融リテラシーを含む教育・研修制度に投資することで、彼らの強靱性と実効性を高める。
- (n) 政策を立案・実行する際に使用できる情報を提供するため、サテライト勘定の利用、各国の統計局と SSE の組織代表者との間の協働などを通して、SSE に関する統計を改善する。

10. 社会的パートナーは、共通の関心事項において、SSE に対して協調的かつ積極的な姿勢で社会的な対話に関与し、特に SSE におけるディーセント・ワークを促進するための好事例について知識と経験を共有するべきである。

11. 政府および社会的パートナーは、普遍的で適切かつ包括的で持続可能な社会的保護制度、生涯学習および訓練へのアクセス、基本的権利としての安全かつ健全な労働環境、ならびに暴力およびハラスメントのない環境を促進することに注力しなければならない。
12. 使用者団体は、適切な場合において、メンバーになることを望む SSE 主体に会員資格を拡大し、彼らに十分な支援サービスを提供することを検討してよいだろう。また、使用者団体は、SSE 主体がビジネスネットワークやビジネスパートナーにアクセスすることを促し、SSE 事業者の発展に寄与し、ビジネス上のポテンシャルや起業家精神（アントレプレナーシップ）や経営能力を高め、生産性や競争力を強化し、国際市場や資金制度へのアクセスを促進することもできる。
13. 労働者団体は、経済における民主主義と社会正義の推進、および人権と労働権の促進の追求において、SSE 主体と歴史的なルーツを共有している。労働者団体は SSE 労働者の権利と利益を支え、擁護する。そして、この両者の交流は、SSE 労働者の労働権に対する意識啓発や組合加入の勧誘、組織化と団体交渉への支援、共通目標を達成するためのパートナーシップと同盟関係の構築、SSE 労働者の認知度向上などを通して強化されるべきである。また、特に形成段階にある SSE 主体に対して助言したり相談に応じ、組合員に対する SSE 商品やサービスの供給を促したり、関連する SSE 主体の確立に貢献することができる。

V. 国際労働事務局の役割

14. ILO の憲章上の職務権限に基づき、SSE の発展度合いを含め、加盟国間の多様な現状とニーズ、関係する国際労働基準を考慮しつつ、事務局は強固で強靱な SSE 主体の設立と発展を促進しなければならない。すべてを網羅しているわけではないが、ディーセント・ワークおよび社会的連帯経済に関連する ILO および国連の法的文書については付属を参照のこと。
15. ILO 創設 100 周年宣言に従い、ディーセント・ワークの創出、生産的な雇用、万人のための生活水準向上のために、ILO は、SSE 主体と持続可能な企業を可能にする環境を整えることに注力しなければならない。
16. 人間中心のディーセント・ワークの未来に向けて SSE を促進させるために、関連するパートナーとともに事務局がとる行動は、法的・政策的助言の提供、アドボカシー活動、知識の創出、好事例の共有と普及、研修と教育、能力開発、そして開発協力に焦点を当てるべきだ。より具体的には、事務局は以下のことを目指すべきである。
 - (a) 持続可能な企業活動の環境を実現し、SSE 主体のための有益な環境を開発に取り組む ILO（の政労使三者）構成員を支援し、法的・制度的な障害に挑む。これには、以下に関する政策枠組みを充実することが含まれる。インフォーマル経済からフォーマル経済への移行や生産性をめぐる諸課題、若者や社会的弱者(vulnerable groups)に向けられるものを含むディーセント・ワークの創出。技能開発と質の高い教育・訓練へのアクセス。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進。結社の自由と団体交渉権の実行的な承認。無差別。児童労働と強制労働の撤廃。安全で衛生的な職場環境。持続可能性な環境への公正な移行と公正なデジタル移行。

- (b) SSE に対する理解を深める。これには好事例の共有や、研究の実施と発信、ILO 構成員や学術機関、一般市民、その他関係するステークホルダーに向けて、SSE のディーセント・ワークに対する貢献について啓発する活動が含まれる。
- (c) 加盟国が SSE の経済・社会的貢献を測定するための方法論的枠組みをさらに開発する際に支援する。SSE についての比較可能でタイムリー、信頼性が高く、かつ調和のとれたデータの収集・編纂を促進する。また、SSE に関わる統計的枠組みの国際的なガイドライン策定に向けて取り組み、SSE ネットワークや代表機関、各国の統計局、ディーセント・ワークの促進に貢献する国際組織と協働して、SSE データに関する国際観測所を設立する可能性について検討する。
- (d) ディーセント・ワーク国別プログラムや南南および三角協力を含む開発協力プロジェクト、およびその他の関連する ILO の活動を通じて、SSE を地域および国家レベルにおける ILO の活動にさらに統合させる。そこでは、SSE 主体の制度的発展を強化する目的で、社会的パートナーの能力開発に焦点を当てる。
- (e) ケアエコノミーにおけるディーセント・ワークやインフォーマル経済からフォーマル経済への移行など差し迫った分野で、SSE 主体が貢献できるように包括的な国家戦略やターゲット・プログラムの開発に対する事務局の支援を強化、加速させる。
- (f) SSE ネットワークと最も代表的な使用者・労働者団体間のパートナーシップを促進する。これにより、SSE の発展と社会・経済的な問題の解決を促す支援サービスやアドバイスの恩恵を受けられる。
- (g) ILO 国際研修センターと連携し、生産性、強靭性、社会貢献、福祉のレベルを向上させる主体の発展を支援する、SSE におけるディーセント・ワーク推進のための能力開発を提供する。
- (h) SSE の主体 (entities) が、労働法令の遵守を免れたり、雇用関係を偽装するために利用されたりしないよう、SSE に適用される労働法またはその他の職場関連法の効果的な施行について、労働監督官に対する指針を作成し研修を提供する。
- (i) ILO のプログラムと予算において、関連する成果(outcome)やアウトプット、指標に対して SSE をより良い形で統合させるとともに、SSE に関する事務局業務に割り当てられる資源を増強させる方法を検討する。
- (j) 特に使用者活動局 (ACT/EMP)や労働者活動局 (ACTRAV)とともに、使用者団体・労働者団体との緊密な連携の下、SSE を推進するための全局的な調整メカニズムを再開する。
- (k) SSE に関する国連機関横断タスクフォースでの活動を通じて、ディーセント・ワークと持続可能な開発を推進する上での SSE のリーダーシップを強化し、国連システム、国際金融機関、その他の多国間機関の間で政策的一貫性を促進させる。そして、SSE に関するグローバルな行動を通し、雇用を促進するマクロ経済および産業政策において国際労働基準を主流化する。
- (l) SSE に関連するパートナーシップを維持・強化し、可能であればそれを拡大させ、既存の枠組や協定を強化・補完する政策指針やツールについてより一層の協調を図る。

付属

ディーセント・ワークおよび社会的連帯経済に関する国際労働機関および国際連合の法律文書リスト（※全てを網羅するものではない）

中核的労働条約

- 1948 年の結社の自由及び団結権保護条約（第 87 号）
- 1949 年の団結権及び団体交渉権条約（第 98 号）
- 1930 年の強制労働条約（第 29 号）と 2014 年の議定書
- 1957 年の強制労働廃止条約（第 105 号）
- 1951 年の同一報酬条約（第 100 号）
- 1958 年の差別待遇（雇用及び職業）条約（第 111 号）
- 1973 年の最低年齢条約（第 138 号）
- 1999 年の最悪の形態の児童労働条約（第 182 号）
- 1981 年の職業上の安全及び健康に関する条約（第 155 号）
- 2006 年の職業上の安全及び健康促進枠組条約（第 187 号）

ガバナンス（統治）条約

- 1947 年の労働監督条約（第 81 号）
- 1964 年の雇用政策条約（第 122 号）
- 1969 年の労働監督（農業）条約（第 129 号）
- 1976 年の三者の間の協議（国際労働基準）条約（第 144 号）

その他の専門的な条約

- 1947 年の社会政策（非本土地域）条約（第 82 号）
- 1948 年の職業安定組織条約（第 88 号）
- 1949 年の労働条項（公契約）条約（第 94 号）
- 1952 年の社会保障（最低基準）条約（第 102 号）
- 1962 年の社会政策（基本的な目的及び基準）条約（第 117 号）

- 1975 年の人的資源開発条約（第 142 号）
- 1981 年の家族的責任を有する労働者条約（第 156 号）
- 1983 年の職業リハビリテーション及び雇用（障害者）条約（第 159 号）
- 1988 年の雇用の促進及び失業に対する保護条約（第 168 号）
- 1989 年の原住民及び種族民条約（第 169 号）
- 1996 年の在宅形態の労働条約（第 177 号）
- 1981 年の職業上の安全及び健康に関する 2002 年の議定書
- 1997 年の民間職業仲介事業所条約（第 181 号）
- 2011 年の家事労働者条約（第 189 号）
- 2019 年の暴力及びハラスメント条約（第 190 号）

勧告

- 1944 年の所得保障勧告（第 67 号）
- 1955 年の職業更生（障害者）勧告（第 99 号）
- 1955 年の移住労働者保護（低開発国）勧告（第 100 号）
- 1957 年の土民及び種族民勧告（第 104 号）
- 1961 年の労働者住宅勧告（第 115 号）
- 1964 年の雇用政策勧告（第 122 号）
- 1968 年の小作農及び分益農勧告（第 132 号）
- 1975 年の農業従事者団体勧告（第 149 号）
- 1983 年の職業リハビリテーション及び雇用（障害者）勧告（第 168 号）
- 1984 年の雇用政策（補足規定）勧告（第 169 号）
- 1996 年の在宅形態の労働勧告（第 184 号）
- 1998 年の中小企業における雇用創出勧告（第 189 号）
- 2002 年の協同組合の促進勧告（第 193 号）
- 2004 年の人的資源開発勧告（第 195 号）
- 2006 年の雇用関係勧告（第 198 号）
- 2012 年の社会的な保護の土台勧告（第 202 号）

- 2015 年の非公式な経済から公式な経済への移行勧告（第 204 号）
- 2017 年の平和及び強靱性のための雇用及び適切な仕事勧告（第 205 号）

決議

- 2007 年 6 月の持続可能な企業の振興に関する決議
- 2008 年 6 月の貧困削減に向けた農村就労の促進に関する決議

宣言

- 労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言と 2022 年のそのフォローアップ
- 2008 年の 公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言と 2022 年のそのフォローアップ
- 2019 年の仕事の未来に向けた ILO 創設 100 周年記念宣言

国際連合法的文書

- 1948 年の世界人権宣言
- 1966 年の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
- 1966 年の 市民的及び政治的権利に関する国際規約
- 1979 年の女子差別撤廃条約
- 1990 年の すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約
- 2006 年の障害者の権利に関する条約
- 2007 年の先住民族の権利に関する宣言